

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成30年1月17日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 藤 井 俊 郎 （千葉地方裁判所刑事第4部判事）
裁判官 伊 藤 大 介 （千葉地方裁判所刑事第4部判事）
裁判官 園 俊次郎 （千葉地方裁判所刑事第4部判事補）
検察官 唐 澤 英 城 （千葉地方検察庁検事）
検察官 笹 村 美智子 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 松 本 舜 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 市 川 剛 （千葉県弁護士会所属）

- 1 番 裁判員経験者
- 2 番 裁判員経験者
- 3 番 裁判員経験者
- 4 番 裁判員経験者
- 5 番 補充裁判員経験者
- 6 番 裁判員経験者
- 7 番 補充裁判員経験者
- 8 番 裁判員経験者

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

意見交換会を始めさせていただきたいと思います。

本席には裁判官，検察官，弁護士の方にも御出席いただいておりますので，簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

【伊藤裁判官】

刑事4部で右陪席の裁判官をしております伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

【園裁判官】

同じく刑事4部で左陪席の裁判官をしています園俊次郎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【唐澤検察官】

検察庁から参りました検察官の唐澤でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【笹村検察官】

同じく検察庁から参りました検事の笹村美智子と申します。よろしくお願ひいたします。

【松本弁護士】

千葉県弁護士会所属の弁護士の松本舜と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

【市川弁護士】

同じく弁護士の市川と申します。よろしくお願ひします。

【司会者】

まず最初に，皆さんがそれぞれどのような事件を御担当になったのかということと裁判員を務められた感想もあわせてお聞かせいただければと思います。

それでは1番の方から伺ってもよろしいでしょうか。

【1番】

私が参加させていただいた事件は強盗致傷等の事件でございました。

まず感想を述べさせていただきます。三つほどございます。

一つ目は、裁判員裁判の評議は民間の会社とは全く異なる仕事場というか職場だとつくづく感じました。

裁判についていろいろと教えてもらうにつれて、二つ目として、私自身のこれまでの生活とか考え方を見直す非常によい機会を与えてくださったのだなということをつくづく思い知らされました。

三つ目としては、被告人が外国人でございましたので、通訳の果たす役割がこの場合は本当に責任が重大だなということを繰り返して認識させられました。

【2番】

私の事件は公判が6日間、評議が5日間、合計11日間と、結構長い期間担当させていただきました。

事件の内容は殺人事件で、引きこもりの息子が二人暮らしをしている高齢の母親を殺害してしまったという事案でありました。

争点としましては、目撃者が誰もいない中でお互い傷を負っていたということで、正当防衛かどうかというところが一つと、精神疾患を抱えていた被告人の責任能力が当時あったかという非常に難しい裁判でありました。

全体的な感想としましては、やはり1番の方と同じで、私もふだん会社員で建設業に従事しておりまして、裁判所に出入りするというのは全く別の世界に11日間入り込んだという形で、まずこの場に慣れるということに非常に時間がかかったという感想が第一にございまして、1日目、2日目というのは本当にされるがまま流れに身を任せたという状況でした。

ただ、私個人としては素人ながらも全力で頑張ろうと思ってこれに臨みましてので、素人なりに意見を積極的に言おうと思って、実際そのとおりにできたかなと思っております。それも、裁判官の方々が私たち裁判員の意見をうまく引き出して料

理していただいたからと感じております。

重たい事案ではありましたが、非常に充実感を持って終わりました。

【3番】

2番の方と同じ事案でした。初めはどんなふうになるのか、とても心配でしたけれども、重たいと言いながらも初めて見る法廷、全てのものが初めてだったものですから、全てが興味津々もありましたし、どんなふうに自分は考えていくのだろうか、そういうことも含めながら長い日々を過ごしたのですけれども、とても充実していたなと感じます。

1番の方も生活の中で少し変わった部分があるとお話しされたのですけれども、終わって1年経つのですけれども、新聞をよく読むようになりまして、裁判の見出しがあるとどんなふうになっているのだろうと、あまりよくわからないのですけれども、そういう意味では私はとても勉強になりました。

【4番】

私が担当させていただいたのは、強盗殺人等の事件で、2週間から3週間、ずっと裁判員裁判に参加したという形になります。

この裁判員に当選するというのでしょうか、そういう言葉が妥当なのかは分かりませんが、当たってしまったら会社に行けなくなるし、外れくじを引くような感じだったのですが、実際に裁判が終わってから会社に行くということは一切しなかったのですけれども、意外と仕事はなんとかなりました。だから、もっと強気に、あなたは裁判員になるのだから、2週間だったら2週間、しっかり会社を休みなさいと上から目線で言っていた方がいいのかなと思います。

【5番】

私は覚せい剤の運び屋をさせられたという事件を担当させていただきました。

争点は、当時、被告人とされた男性が覚せい剤とか何か怪しいものではないかというものを運んでいることを認識していたかというところでした。

私自身、この裁判員というものに初めて参加させていただきました、覚せい剤の

密輸というものの最高刑が無期懲役であるということすら知らずに裁判員というのを担当することになりまして、やはり人を裁くというところが、私のような一般人は法律とかをもともと知ることがない形ですので、どうしても裁くというところについて評議で決めていくというところが非常に難しかったなという印象を持っております。

ただ、下す判決によって、当時、被告人だった男性の今後の人生を決めてしまうものになるということを経験しながら参加させていただきました。

判決は結果として無罪となったのですけれども、非常に貴重な経験をさせていただいたなと思っております。

【6番】

私が参加させてもらった案件は、拳銃及び実弾の所持と覚せい剤の所持で、そちらが営利目的であったかどうかということで、拳銃の所持と実弾に関しましては被告人が認めていたので、主に覚せい剤の方が営利目的であったかどうかということが争点の案件でした。

ただ、覚せい剤の量が3.2キロとまれに多い案件だったので、刑期をどうするかというところとか、いろいろ悩んだりして、結局は求刑30年に対して懲役22年という形でまとまった次第なのですけれども、人の一生を決める案件だったので慎重に考えさせられるところもあったのかなと思いました。

【7番】

私が参加させていただいた事案は、覚せい剤取締法違反と関税法違反ということで、5番の方と同様に運び屋の事件でした。

私が参加させていただいた被告人は二人いたので、証人尋問もかなりの人たちが証言されていて、最初、ごちゃごちゃになってしまっていて分からなかったのですが、裁判官の方が図に書いて表にさせていただいたので、最後は理解することができました。

今回の感想なのですが、裁判というと大量の書類を読んだり難しい言葉が飛び交

うなど、私には縁のない世界だと思っていました。実際に裁判を体験してみると、誰でも、一般人の私でも分かりやすいようにゆっくり丁寧、簡潔に、重要な部分は何度も繰り返して質問していたので、理解することができました。大変貴重な経験をさせていただいて感謝しております、

【8番】

私の参加させていただいたのは強盗致傷の事件でした。

実際こちらの裁判所に伺ったのですけれども、今までは新聞とかテレビのドラマ等で裁判の様子とかを見ていましたけれども、もっと敷居が高くて入れないような感じかなと思ったのですけれども、最初に法廷に入りまして、確かに緊張はいたしましたけれども、その判決によってその方の一生が決まるわけですから、自分も一つ一つ真剣に向き合っていかなければいけないかなと思いました。

被告人が外国人だったのですが、日本人であれば被告人の感情とかを読み取れると思いますけれども、外国人ですと通訳を通してやったものですから、そういう点で理解に時間がかかりました。ただ、こういう機会を与えていただいたことに関しましては、いろいろと貴重な体験をいたしましたので、感謝の言葉しかございません。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、次のテーマに入りたいと思います。

審理及び評議について、まずは審理の分かりやすさということについて御意見を伺えればと思います。

審理は皆さん御経験されたとおり、最初に冒頭陳述という手続があって、検察官、弁護人がそれぞれその事件のそれぞれの立場から見立てたプレゼンテーションを行って概要を説明される。次に証拠調べということで、具体的な証人尋問であるとか書証の内容を見ていただく。最後にそのまとめとして、検察官の論告、求刑、弁護人の最終弁論という流れで審理が進んだかと思います。

そこで、この三つを分けてそれぞれどのような点、どのような印象があったのかということをお伺いしたいと思いますが、まず最初の冒頭陳述という点に限って伺いたいと思います。

検察官の冒頭陳述、あるいは弁護人の冒頭陳述をお聞きになって、その事件の審理のポイントがどこかというところは理解しやすかったでしょうか。あるいは少し分かりづらいというところはなかったでしょうか。そういうところについて何か御意見を伺えればと思います。

【1番】

私どもの事件では被告人が似たような犯罪を4件起こしていて、検察官がまず説明してくださったのですけれども、こんがらがってしまって、非常に分かりづらかったのです。

その後に裁判官の方から四つの件についてそれぞれまた説明をいただきまして、ここで財布を捨てた、ここでどうしたということをやりましたので、そういうことだったのだなというので、初めて自分なりに遅まきながら理解したという経緯がございました。

【司会者】

ありがとうございます。

他の皆さんもそういった御経験があるのではないかと思います。特に初日は非常に緊張されていて、何が起きたのか分からない中でいろいろな話を聞かされてしまって、何だ何だと言っているうちに進んでしまうといったのが実感ではないかという中での今の1番の方のお話かと思いますが、他の皆さんはいかがでしょう。

【4番】

私も登場人物が何人もいて、同じ事件の何人目かの裁判だったのですけれども、検察官、弁護人の方がずっと同じだったのです。検察官の方と弁護人の方がずっと一緒に、裁判官の方は違う。出てくる言葉が何とかという車の名前がぼんと出てきて、それを使ってどうのこうのという説明があるのですけれども、その車の名前を

私は知らないわけなのです。それがまず何なのかというところですね。皆さんは多分ずっとやってこられているので知っている、言い飽きているぐらいだと思うのですが、途中からぼんと入ってくると、まずそれで面食らってしまいました。

大変だということはよく分かるのですけれども、このキーワードは新しい人に分かるかなということを少し頭に入れていただければ助かる面もあるかと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

今の4番の方の話は、共犯者が複数いて、そのうちの他の事件で出てきている言葉が同じように使われてしまっているのではないか、それが少し分かりにくかったというお話でしょうか。

【4番】

そうですね。固有名詞とかが普通に使われているのですけれども、それが何なのかが分からない。

【司会者】

他の方はいかがでしたでしょうか。

最初、それぞれその事件ごとに、否認事件であれば、ここが争いがあるところだということを当事者の検察官、弁護人は浮かび上がらせるように冒頭陳述をしてくれるはずなのですが、それがうまく伝わらないとなると、その後の証拠調べが何に着目して証拠を見ていいのかというのがうまくいかなくなってしまうのではないかとすることも懸念されるのですが、そこは裁判官がある程度御説明をして分かっていただいたということがあったでしょうか。

【5番】

私の場合、裁判で検察官が非常に淡々と明解な資料を提出されていまして、争点がこういう経緯でと、かいつまんで書かれていて、争点は何であるかというのが見てすぐに分かるような形だったので、どういったものかを見ながら実際に陳述を聞くのですけれども、それは入ってきやすかったです。

対する弁護士から出された資料というのが、一目では何が言いたいのがあまり明確ではなかったというのがございました。

【司会者】

ありがとうございます。

では、2番の方をお願いします。

【2番】

私が担当した事件では、まず冒頭陳述から書証の取調べで、目撃者がいない形だったので、証拠といっても防犯カメラの映像とか、それを時系列に並べていただいたのですね。そこは最初にパワーポイントを駆使してしっかりまとめられていたので、時系列的な理解というのはすぐ入ってくることはできました。

証人の方が結構多くて、一般の方の証人が5人出られて、医者が3人出られて、一般の方の証人尋問というのは普通に質問形式で質問されたことに対して答えるという感じで、そこはわかりやすかったです。

今後の参考として聞いていただきたいと思うのは、医者からパワーポイントで映してプレゼンしていただいたのですけれども、専門用語がすごく多くて、特に精神疾患に関する専門用語だから見たこともない漢字とかがいっぱい出てきて、ふだん聞かない言葉がばんばん出てくるわけです。

その後の検察官、弁護人の質問も、その事件の中身で医者の見立てはどうかという前に、この言葉はどういう意味ですか、これとこれの言葉の違いは何ですかとそちら側の質問になってしまって、医者のプレゼンというのは少し分かりにくかったなど感じましたので、もう少しかみ砕いた表現とかをしていただいたら、もっと理解が早かったのかなと思いました。

【司会者】

2番の方が担当された事件は責任能力が争われた事件でしたね。検察側の医者と弁護士側の医者とでそれぞれの見立てがきっと違ったのではないかと思うのですが。

【2番】

医者が二人いて、こうも違うのかというぐらい違いました。

【司会者】

その場合に、医者から話を伺う際にどこに着目して聞けばいいのかということがあらかじめ分かっていたかどうかというと、いかがでしたでしょうか。

【2番】

そこが、端的に言うと責任能力があったか、なかったかだけなのですけれども、結局分析はお二方とも途中まで同じなのです。同じ専門用語で、何々病というのはこういうロジックで、最後だけは少し違って、なぜかというのは分からなかったもので、最初からここがポイントだと分かっていたら、もう少し聞き方もうまくできたかなと思うのですけれども、この二日間だけはなかなか頭に入っていなかったというのが感想です。

【司会者】

ありがとうございます。

証拠調べというのは争点を判断するために聞いていただくわけですが、そのどこに着目して聞いたほうがいいのか、聞くべきなのかというのが明らかになる手続がその前の冒頭陳述ということなので、本来はそこの中で、ここに着目して証拠を後で聞く、これから行われる証拠調べに臨めばいいのだなということが分かるのが理想なのですが、必ずしもそううまくいかないということもあるのかもしれません。

【5番】

検察官とか弁護人の方の活動というのはあくまでも現職の裁判官に対しての説明みたいな形で、裁判員には理解できない言葉が多々あったりして、後で裁判官の方からかみ砕いて説明していただいているという形なのです。

裁判官の方は素人の私たちが来ると分かっている、可能な限りかみ砕いて分かりやすく説明していただいているので、検察官とか弁護人の方もこれから活動するに当たって、あくまでも現職の裁判官に対してのプレゼンではなくて一般の素人に分かるプレゼンで説明していただけるとありがたいと思います。

【3番】

私の場合は、被告人が外国人でいろいろな面で意思の疎通がなかなかできなかったこともありまして、裁判官からは、割とぱっぱと間を入れないような感じで話されたので、初めての経験だったものですから何となく初日は萎縮してしまいました。先ほどの方がおっしゃいましたけれども、もちろん仕事の内容としてはやはりあまり情緒を入れたらいけないのですけれども、もう少しかみ砕いていただけたらよかったですのではないかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

今のお話の中では、恐らく裁判官が裁判員の皆さんとどう接したらいいのか、あるいは評議をどう進めたらいいのかというお話もきっと含まれていたのではないかと思いますので、次のところでまた詳しく皆さんから御意見を伺いたいと思います。

まずその前提として、審理の中で当事者の方の活動がどうだったのかというところに今、焦点を当てて意見を伺っているのですが、いろいろ御意見をいただいて、恐らく検察官からもいろいろ聞いてみたいということがあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【唐澤検察官】

日々、裁判員裁判に臨むに当たってどんなことを検察官が考えているか、少しだけ申し上げますと、やはり時間との闘いというところが一つございます。先ほど4番の方から心強いお話をいただきましたけれども、皆さんに出ていただく日数というのは本当に限られておりますし、これを無駄に長く束縛してはならないという意識があるので、例えば冒頭陳述とか証拠の説明というのでも、時間があればもっとこういうことも説明したいなと思うところもあるのですが、それをうまいこと省きながら圧縮していい時間の中でおさめるというところがまだまだ我々も苦労しているし、できていないところもあるかなと思っています。

そんなことを皆さんのお話を聞きながら感じております。

【司会者】

弁護人のお立場からは、冒頭陳述の位置づけなどについていかがですか。

【松本弁護士】

弁護人の立場とすると、やはり刑事裁判の原則からいうと、検察官の立証すべき事項に対して反証するというのが弁護人の役割ということになりますので、なるべくこちらとしても分かりやすいストーリーだとか、分かりやすい主張を考えてはいるのですけれども、どうしても反論するという立場上なかなかうまく話がまとまらなかったりとか、あるいは難しいところが多々ありまして、今日はそれを皆様に端的に御指摘いただいているところも踏まえて、今後さらに研鑽を積んでいきたいなと思っているのですけれども、弁護人の立場もあって、なかなか難しいところがあるというところは少し御理解いただけたらと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

では、次に証拠調べの方に移りたいと思います。

既に2番の方から専門家の証人の調べ方についてお話をお伺いしたところなのですが、証拠調べの中で書類の説明であるとか、証人、被告人に対する質問というのが的確に行われていたかどうかということについて御意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

【1番】

被告人が外国人で、日本に入国して2年の間にわかるだけでも4件、似たような事故を起こしているということなのです。

2年の間に日本に来てそんなに活躍されているわけですから、母国でもかなり犯罪を重ねていたのだらうと私自身は思いました。

日本に来てそれだけ悪いことをやっているわけですから、相手国から詳細な情報とか生まれ育ちを聞いて幾らのものでもないのですけれども、そういうような情報がとれるのかどうか気がなりました。

【司会者】

ありがとうございます。

刑事裁判の場合、裁判でどういった情報を証拠として法廷に出して皆さんの判断の材料とするのが適当なのかということなので、裁判官の立場からどう考えますか。どこまでの証拠を出していただく必要があるのかというのについて、何かあればお願いします。

【伊藤裁判官】

1番の方がおっしゃった母国での前歴といいますか、なかなか私も実は経験がございませんで、1件ございましたのは母国でのそういう犯罪歴がないという資料が法廷で提出されたという経験はございました。ただ、一般的には恐らく収集するのはかなり困難でなかなか出てこないのかなと思います。

あと、日本の刑事システムの中ではどういう前科があるのかということは量刑上かなり重視することも多いのですけれども、母国でのものをどれほど重視するのかということはなかなか難しいところもあるのかなという印象は持っております。

【司会者】

他の方はいかがでしょうか。証拠調べに関して皆さんが御覧になった事件で、この辺の証拠があればよかったのではないかとか、これは要らなかったのではないかとか、そういうものがあれば伺いたいと思います。

【3番】

殺人事件でしたが、私たちは証拠の中で刺したとか刺されたとかということで、はさみだとかを実物で見せていただいたということと、写真で家の間取りを全て見ることができたのです。

それで、母親がどんな状態だったとかという話も想像することができましたし、証人の話も聞くことができたので、とても理解することができました。

それと同時に、被告人が駅から自分で買い物をするところに行ったり来たりする行動が、精神疾患を持っている部分にどう関わってくるのかということも、駅の防

犯カメラに映っている被告人の行動で私たちがこの状況を理解することができたので、助かったなという感じはありました。

【司会者】

2番の方、3番の方が担当された事件はかなり凄惨な事件だったかと思いますが、その遺体の損傷状況というものは何か証拠で出たのでしょうか。

【3番】

解剖の様子がとても細やかに説明されて、普通なら1日だけれども、これは二日もかかってしまったとか、私たちもあまり知らなかった傷、体の傷のことも詳しく説明して下さったのです。それが防衛なのか、それとも攻撃なのかという争点の部分にすごく迫って、誰も見ていない中だったものですから、傷も百箇所以上ということですし、切り傷、刺し傷みたいなものがどの辺にあるかとか、どういう状態だったのだろうかとか、そういう証拠を見ながらやっていけたのが特に分かりやすかったです。

【司会者】

その事件では恐らく遺体の写真などは調べられていなかったと思うのですが、いかがですか。

【3番】

遺体の写真はありませんでした。

【司会者】

かわりにイラストのようなものですね。そのイラストでそういった判断をするのに、何か分かりにくいということはなかったですか。

【3番】

傷のそれぞれの箇所、手とかそういうところもちゃんと数字で、包丁とかはさみなどもあったものですから、この辺がこれかしらとか、そういう形で、はっきりは分からないなりに、判断に困ることはなかったです。

【司会者】

ありがとうございました。

他の皆さんは証拠調べに関していかがでしょうか。

【2番】

内容とは関係ないですけども、唯一できなかつたことが、証人とか被告人に対する質問というのが、6日間もありながら、自分自身が問いかけるということが最後までできませんでした。

特に被告人に対して、裁判官の方からは御自身で質問なさったらどうですかと勧められたのですけれども、正直に申しまして、恐怖心ですかね。人を殺してしまった人を目の前に至近距離で初めて見るということで、ずっと目を合わすこともできなくて、自分の口で質問するということができませんでした。

逆に皆さんはどうされていたのかなというのが少し知りたいと思います。

【8番】

私の事件の場合は、裁判長の方が意見のある方はどうぞ聞いてくださいということでした。内容が人の命が失われた案件でしたから、私は別にそんなには、外国の方でしたから、どうしてもその方の気持ちを見るには顔の表情を見ないといけなから、これが日本人だったらもしかしたら逆に正視できなかつたかもしれせんけれども、ある程度そういう点ではワンクッションありましたので、その方と被告人の方の奥さん、あと被告人の方の御兄弟とかいろいろな方が出てまいりましたので、一応顔の表情は見ることはできました。

ただ、やはり言葉の壁があつたものですから、本当にこの人はそう思っているのかなという不安はありました。

【司会者】

8番の方は直接お聞きにはなられたのですか。

【8番】

いいえ。私は直接はしませんでした。結局大体同じような内容でしたので、だぶつてもしょうがないかなと。

【司会者】

直接お聞きになった方もいらっしゃったのですか。

【8番】

はい。何人かいらっしゃいました。その方は男性でしたけれども、裁判に対して非常に積極的でした。

【司会者】

他の皆さんで直接お聞きになった方はいらっしゃいますか。

【1番】

3番目の事件でございますけれども、パチンコ屋でその犯罪者が隣に座っていた人からお金を窃取しておりますが、被害者の言い分では、盗まれた紙幣は全部通し番号になっていると申し立てていて、なぜ通し番号だということについて、いつどんな不幸なことがあるかもしれないから、通し番号のお金を常に持って歩きなさい、とおばあちゃんから小さいときから言われているからそれをやっているのだということでした。

何となく私自身は納得がいかなかったもので、被害者の方なのですけれども、本当にそれが事実ですかという聞き方ではないのですけれども、本当にずっとやっていらっしゃるのですかということは念を押させていただきました。そうしたら、被害者の方がそうだとおっしゃっていました。

それで、これに対して犯人の方は、私はそんなに盗んでおりませんというやりとりがありました。

【4番】

唯一私の担当だけが、被告人が未成年かなと判断できるのですが、子を思う親の気持ちというのでしょうか、そういった目線で見ると、私も逆に質問しやすかったです。いろいろ判断する上で、むしろ聞かなければいけないかなと思いましたから、私は自ら話させてくださいと言って話させていただきました。

この裁判の争点というのが未必の故意といいまして、今の状態のままいくと死ん

でしまうかもしれない、でも死なないかもしれない、私の知ったことではないというところが争点でしたが、それは大人としての判断能力を持つての未必の故意ということで、淡々と進められたのです。

まだ責任を遂行するとか、事の良し悪しを判断する能力としては大人とは言いがたいかなというところでも、淡々と進められて、これは未必の故意で、これは殺すという意思がないとこんなことはできませんという形で終わってしまったのです。

そういった点で、未成年で、かつ大人である未成年の心情というか行動パターンをもう少し分析してやるべきではないかなと思った次第です。

【司会者】

少しもやもやしたものが残ってしまったという感じですかね。

重ねてお尋ねしますが、4番の方の事件は非常に長い時間審理が行われて、証人もたくさん出てこられて、審理時間が相当長い事件だったと思うのですが、いろいろな人の話を長時間にわたって聞くことの意味、今おっしゃった未必の故意を判断するために必要なのだというのはあらかじめ分かっておられましたか。

【4番】

そこに行き着くまでの説明のプロセスが非常に分かりやすかったです。

【司会者】

ありがとうございました。

5番の方の事件は覚せい剤の密輸事件で、知情性、認識があったかどうか争点だったかと思うのですが、恐らく証拠の中でメールというのが調べられたのではないかと思うのですけれども、いかがでしたでしょうか。

【5番】

実際にメールの読み上げというのが弁護人からの陳述で行われまして、厚さでいうと本当に2センチぐらいあるような膨大なメールが約1年ぐらいありました。

しかも、裁判ってこうなのだと思ったのが、弁護人の方はそれを全部読み上げたのです。だから、この証拠調べというかこの審理をやっている最中というのは、弁

護人が担当している時間というのは、この読み上げに相当な時間がかかりまして、私たちも疲れてしまったというのが正直なところですよ。読み上げていた方はもっと疲れていたと思うのですけれども、私自身はそれに驚いたというのがございました。

【司会者】

そのメールは、必要な部分というのはやはり全部見る必要があったと、後から振り返ってみていかがでしたでしょうか。

【5番】

やはり当時被告人が、メールを送信している相手に対してどういう気持ちを持っていたかというところが、途中で連絡がとれない期間というのが出てきていたと思うのですけれども、それによって、私はあなたを信じていいのですかということがメールの方に結構書いてあって、そのメールをやりとりしている相手側を疑っている言動というものもかなり見られたというところがありまして、一個一個はさすがに私も全部は必要なかったのではないのかとは思っているのですけれども、そういった当時被告人がどう捉えていったという経過を見る上では、やはりそれなりの量のメールを見ていかないと分からないのではないかと思います次第です。

【司会者】

これも最終的には無罪という結論になったようですが、やはりこのメールというのは大きな意味があったということになるのでしょうか。

【5番】

覚せい剤が入っているものを見つけた税関の職員の方の証言があったのですけれども、その証言がやはり1年以上も前の話なものですから、記憶が大分曖昧になっていたところを結構つかれていたという印象がありましたので、やはりいろいろ証拠が出てきたのですけれども、結局検察官が立証する上で証拠が少し乏しく、メールというよりはそちらの方が結果としてはあったのではないかという印象を持っています。

【司会者】

ありがとうございます。

6番の方の事件では業として密輸したかどうかというのが争点だったかと思うのですが、業としてというのは法律用語でなかなか難しいような気もするのですけれども、そのあたりは審理の中でいかがでしたか。

【6番】

部屋に戻って審議する際に、裁判長がちゃんと読み砕いて、いろいろこうだよと説明を受けて、それから話し合いという形で助かりました。

【司会者】

やはり裁判官が説明させていただくまでは少し分からなかったですか。

【6番】

そうです。まあいいや、後で聞けば、というふうになっていたと思います。

【司会者】

7番さんの事件は二人被告人がいらっしゃって、先ほども少しおっしゃっていましたけれども、話が微妙にずれていたりして、どちらの人の話だったかというのが本当に分かりにくいのがよく分かるのですが、そのあたりは、審理の中で当事者が分かりやすくそこを説明してくれるというよりは、やはり裁判官が図に書いてという形だったのでしょうか。

【7番】

そうですね。審理中は検察官の方も弁護人の方も丁寧に説明してはいただけのですが、その場ではまず理解はできなかったです。

それで、休廷時間に部屋に戻った際に、裁判長が内容を易しくこういうことなのですよということで教えてくださったので、徐々に理解できるようになりました。

今回、5番の方と同じ覚せい剤密輸事件だったのですが、私のときはLINEでございまして、検察官の方が証拠ということで提出されていました。そのときはかいつまんでやっていたので、本当に文もちょこちょこ簡単に多少絞って重要な部分だけだったので、そこまでの厚さではなかったです。

【司会者】

それで、少し足りないなという感じはなかったですか。必要十分という感じだったでしょうか。

【7番】

そうですね。最初はやはり分からなかったのですが、何度も繰り返し出てきたので、徐々に理解が進んだという形です。途中で何度も重要な部分は出していただいていたので。

【司会者】

ありがとうございます。

さて、証拠調べについていろいろお話を伺ってきたところですが、次に最後のところなのですが、論告と弁論というところで、証拠調べの結果を当事者双方がまとめて最後のプレゼンテーションを行うわけですが、これの目的はまさにこれから評議をする対象は何なのかということを経理員、裁判官に示していただくというものなのですが、これがどうだったのかということについて少し御意見を伺えればと思うのですが、いかがでしょうか。

【2番】

全体的なイメージなのですが、最終弁論はたしか弁護人の方と検察官の方が大体持ち時間1時間ぐらいずつで、パワーポイントを使ってプレゼンという形でやっていただいたのですが、感覚的にここが皆様の腕の見せ所なのかなと思って聞いておりました。

それまでは事実に基づいてどうのこうのとなっていたのですが、最終弁論に関しては情に訴えるというか、そのインパクトが大きい要素だなというのは非常に感じました。

しゃべられている方の身振り手振り、口調、話のスピード、それで引き込まれる感じになったりならなかったりというのをすごく感じました。

私のときの場合には、弁護人の方のプレゼンは裁判員の人の目もばあっと見てや

られたので、非常に印象に残っております。そうすると、引き込まれて、うん、そうだそうだと言ってしまいそうになる感じですね。

【司会者】

正面に出てこられてされたのですか。

【2番】

たしかかなり近い距離で少し歩きながらやっていただいたかと思います。

身振りや手振りをやったほうが非常に主張が伝わってくるので、これはいいのかなと思いました。

片や検察側の方は声のトーンが少し低くて、声も小さくてということで、やはりイメージ、印象の問題なので、印象が強くなってしまうものにやはりそうだなと聞いてしまうという印象を受けました。

なかなかプレゼンとしては非常にすばらしい技術力だなと思って、ちょっと感心しながら聞いておりました。

【司会者】

今、伺うと、1時間ずつというところかなり長いように思うのですが、そこはそれを感じさせないぐらいうまくされたということでしょうか。

【2番】

全く長いとは感じませんでした。

【司会者】

他の皆さんはいかがでしょう。

【1番】

一番悩んだ問題のうちの一つが量刑でした。量刑をどれぐらいにするかということとは、裁判長さんがおっしゃった論告、弁論を聞いて決めることになるのでしょうかけれども、評議では、裁判官が本当に証拠物件、状況証拠等を非常に緻密に分析して論理的につなげていって、それでこういう犯罪が起きているのだということをもう一度説明していただきましたので、非常に参考になりました。

やはりビジネスをやる上でも何かそういうことが参考になるなとつくづく思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

3番の方も2番の方と同じ事件で、同じ論告、弁論を聞かれたと思うのですが、どのような御印象でしたか。

【3番】

弁護人の熱弁がとても印象的でした。声の力と目力というか、そういう感じのもので訴えている部分や衣服が乱れるほど頑張っていたのがとても印象的です。

検察官の方は私たちの右側にいたものですから、見えてはいるのですけれども、どちらかというときは少し静かな感じに訴えているという印象はありました。

【司会者】

ありがとうございます。

4番の方、いかがでしたか。

【4番】

先ほどから述べさせていただいている内容が淡々と流れていった感じなのですが、判例があったのかどうかわかりませんが、裁判官のシナリオと結論は作り上げておられたような気がしました。未必の故意という結論に持っていかうというように裁判員に対する説明の仕方というような印象がありました。

【司会者】

きっとそれは次にお話ししていただく評議のお話ではないかと思うのですが、その前の論告、弁論に関しては何か印象に残っていることはございませんか。

【4番】

そういう流れありきでの論告、弁論というような、そういうシチュエーションがかぶったものですから、別にこのテーマでも特にとということはありません。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方はどうでしたか。

【5番】

刑事事件の裁判ということで立証責任は全て検察官が負うという原理原則のもとで、検察側が出してきた論告に対してどうであったかというところが評議、議論において重要となってくると、非常に認識はしやすく取り組めたかなと思っています。

先ほども申し上げたように、検察官の方は非常に淡々と要点を突いたメモを作られていたので、これが争点になるというところがはっきりしていたというのがすごく印象的だなと思ったのです。

ところが、先ほど証拠調べのところでも申し上げたのですけれども、その当時事件を担当されていた検察官の方というのは何度も担当が変わられていたみたいで、実際、起訴状を作成した方と一番最初の裁判員を選ぶ際に挨拶された方と実際に法廷に来られた方がそれぞれ違って、そういった検察側の事情というものもあったのかもしれないのですけれども、提出された証拠というものが証拠として乏しいものが幾つかあるという形で、これは証拠調べによって分かっていったことなのですけれども、それに対してもあくまでも意見を変えずに、こうだという形で論告の内容というものが変わることはありませんでした。

これは、私も今だから申し上げるのですけれども、証拠として乏しい状態であることは検察官の方も多分認識していたのではないかと思っていますのです。その状態にもかかわらず論告まで進んで、そうすると判決という形で出されると思うのですけれども、ここまでどんどん進んでいってしまって最後の判決まで行ってしま、この状態というのがこれでいいのかなというのが、私は疑問を抱きました。

【司会者】

それは、こうすればよかったというのは何かありますか。

【5番】

これはここで申し上げていいのか分からないのですけれども、私だったら取り下

げるべきだったのではないかと、それぐらい私は思いました。

それなのに、あくまでも意見をこうだという骨組みを変えずに、やはりこうだから犯人であるというような資料が変わることはありませんでした。これは一度そうやって起訴状まで作成されてしまうところまでいくと、途中で何か完全にならんと覆ったわけではないのですが、証拠が乏しいということになってもずっと進んでしまうことに、私は少し恐怖というようなものも感じた次第です。

【司会者】

ありがとうございました。

6番の方、論告、弁論について何か印象に残っていますでしょうか。

【6番】

論告、弁論に関しては多分、それまでの過程で裁判官といろいろ評議する機会がありました。そのときに、あくまでも事実に対しての論点はこうだからという形である程度イメージしていたから、被告人の弁論にしてもある程度感情に流されずにその論点をもとにして聞くことができたので、どのような論点を判断すればいいのかのイメージを持つことができましたかという答えに対しては、今までの流れで裁判官の、あくまでも論点はこういうことですよとの説明から、ぶれずにある程度イメージすることができました。

【司会者】

評議の前提として分かりやすいものだったということですか。

【6番】

今までだったら多分感情に流されていたけれども、それはあくまでも感情で、事実はこうで、今回はこの論点についての裁判なのだからというのをある程度イメージ付けていただくことができたので、あくまでも論点はこれに対してどう聞こうかという心持ちが持てたということです。

【司会者】

ありがとうございました。

7番の方はいかがですか。

【7番】

検察官の意見ではメモを見ながら最後のまとめということで、ゆっくり丁寧に伝えてくださったので、分かりやすかったです。

ただ、弁護人のメモの中では色つきの印刷物がございまして、それが光に反射してしまって少し見づらかったかなというものもあったのと、弁護人の方が自信なさげな声の小ささだったのが少し残念でした。

【司会者】

ありがとうございました。

8番の方、いかがでしょうか。

【8番】

外国人の被告人の方なのですけれども、被害者が被告人に対してうそを言ったり、かなり精神的に追い込むことをしていたわけなのです。最終的に傷を負わせたという事はいけないことなのですけれども、そういった過程がもう少し議論されたらよかったのかなと思います。

実際に判決ではそれなりの文は考えられたと思いますけれども、やはり自分がもしそういうふうになったら、もちろん人を傷つけるようなことはいたしませんけれども、もう少しそこに行くまでの何かあったのではないかなという点があったので、判決が出て大分経ちますけれども、多少あれでよかったのかなという思いがあります。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、ここまで審理の分かりやすさという点について皆さんから御意見を伺ってきたのですが、次のテーマの評議の方に移りたいと思います。

評議において印象に残っていることなのですが、まず裁判官から、評議で皆さんから御意見をいただく上で十分な説明がされたかどうかということなのですが、い

かがでしょうか。

あるいは逆に、裁判官が説明し過ぎたのではないか。説明が多過ぎて、かえって自分の自由な意見が言いにくくなってしまったということはなかったでしょうか。

【1番】

今、裁判長がおっしゃいましたように、本当に丁寧に教えてくださるのです。私が認識したのは、税務署もいろいろ丁寧に親切なだけけれども、裁判所もこんなに親切に教えるのだなとびっくりしましたね。司法の世界というのは初めてのぞくわけですから、その世界をもっと見てみたいなという好奇心が湧きました。

【司会者】

今のお話では裁判官の話が非常に丁寧だったということで、それで、かえって自分の意見が言いにくいということは特になかったですか。

【1番】

若い裁判官でしたし、すごくジョークを交えて我々をリラックスさせてくださって、そんなに裁判所はかた苦しいところではありませんよという雰囲気を一生懸命作ってくださるわけです。だから、我々もそれに乗ってしまったという感じがありましたね。

【司会者】

ありがとうございました。

2番の方はどうでしょうか。

【2番】

まず全般的には、裁判官の方がうまく裁判員の方の意見を引き出してくれたなというのが大きな印象です。具体的に言うと、裁判官の方は、私はこう思うのですけれどもどうですかという聞き方ではなくて、自分の意見は言わずに、これはどう思いますかと満遍なく聞いていただいたのです。私はこう思いますけれどもどうですかと聞いたら、多分私たちは素人ですから、はい、しか言えなくなると思うのですけれども、あえて言わずに、本当に平等に聞いていただいたというのがすごく印象

に残っています。

だから、やはり裁判員制度で素人から意見を聞き出すのはお上手だなと思いました。特に誘導されているというようなイメージはなかったですね。

だから、当然そういう形で満遍なくみんなが意見を言うと、自然とどんどん活発になっていって、私としては好き勝手に気楽に意見を言えるような場だったなという感想を持っています。

【司会者】

ありがとうございます。

3番の方も同じ合議体でしたが、今、おっしゃったようなイメージですか。

【3番】

特に最後の決めていかなければならないときに、無罪と有罪の説明をきちっとしてくださったのですが、もしこうなった場合はここでストップねという話をしながら自由に議論しました。それで、やはり精神疾患を抱えている方だったので、その辺に迫っていくと裁判官が皆さんの御意見を聞いてくださるというのがとても印象的でした。

【司会者】

4番の方はいかがですか。

【4番】

裁判官の方からはある程度骨格ができ上がっていてそれを淡々と、誘導されることもなく、かつ引っ張り出すということをやっていたかと思いますが、私はそれに違和感を覚えました。だからといって、意見を出しにくくなるという環境ではなくて平等に扱っていただいて、むしろ困らせてしまって申し訳なかったかなと今となっては思う次第です。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方はどうでしょうか。

【5番】

やはり裁判官が、先ほどからおっしゃられていたように、まず議論する上で必要な道筋というものを提示していただいて、非常に分かりやすく説明していただいたというところが非常に印象的だったのは、私も覚えております。

だからといって、議論の枠が狭くなるということも決してなくて、特に私は補充裁判員という身分だったのですけれども、補充裁判員の方がよくしゃべったなというぐらい、まずこうなのではないかということ結構皆さんに伝えることができたかなと思っています。

最初に補充裁判員も評議において話に参加することはできますよということを、もう一人の補充裁判員の方が裁判長に聞かれて、そういったことも受けて我々も結構自由にしゃべっておりました。

なので、票にはカウントされないという身分ではあったのですけれども、いろいろと意見を出すことができたということで、他の6人の裁判員の方に対しても意見というか、我々はどう思っているかという観点で意見を間接的ではありますが伝えることができました。そういった評議の結果に影響を与えるという意味では、多少の影響があったのではないかと考えております。

1点だけよく覚えているのは、証拠調べとかで提出された証拠というのは、我々の場合、覚せい剤の現物ですとかを見せられたわけなのですけれども、運んでいた箱とか袋というものも写真という形で見せられたのですけれども、裁判官の方はこんな分厚いファイルに写真に撮られたものの写しが多分手元にあったのだと思うのですけれども、これを我々裁判員は自由に見ることができなくて、箱がどういう感じだったかというところとか、それは後から見ることができなかった。特に我々からも、これは見せていただけないのですかという質問が出たわけではないですし、裁判官の方からもそういうのを提示されなかったというところで、私としては、もう一度あの部分が見たかったなというところがあったというのが印象に残っております。

【園裁判官】

恐らく写真撮影報告書という形で、どんなものに覚せい剤が入っていたのかというのを1回法廷で御覧になったということですね。それを見返したかったと、そういう御趣旨でしょうか。

【5番】

そうです。

【司会者】

それであれば、証拠として裁判所に提出されているので、評議室で見直すということ是可以のです。それは裁判長、裁判体の判断なので、あえてそこまでしなくてもいいと考えて、皆さんにはもう一回見てもらわなかったのかもしれませんがね。ただ、それは見ることは可能なですよ。

では6番の方、いかがでしょうか。

【6番】

裁判官の方がとても話しやすく、評議のときに、この人は明らかに論点がずれているなという意見も途中で否定せずにちゃんと最後まで聞いていて、その人が私は論点がずれていたと分かったら、普通は次のときは発言がしにくいのだけれども、関係なくまた新しい気持ちで発言できるような本当に発言しやすい雰囲気を作ってくれたと思います。

あと、裁判官の方が男性二人と女性一人という形で、裁判員の方に女性もいたので、多分女性の裁判官もいることによって余計に雰囲気が和やかになって話しやすかったという点があったので、とてもいろいろ考えてやられているのだなと思って、話しやすかったです。

【司会者】

ありがとうございました。

7番の方はいかがでしょうか。

【7番】

評議において異なる意見が出る中、目標に向かって最後は一つの方向に向かわせるという裁判官の方のお力はすばらしいなという印象を受けました。

【司会者】

裁判官がいろいろなことをしゃべり過ぎて、話しづらいということはなかったですか。

【7番】

なかったです。大丈夫です。

【司会者】

ありがとうございました。

8番の方はいかがでしょうか。

【8番】

意見も確かにいろいろありましたけれども、評議する前に過去の判例をスライドで見せていただきまして、こういう事件は大体何年とか、ある程度目安というのですか、やはりそういうことが自分の考えを出すには非常に参考になったと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

裁判官の方から何かございますか。

【園裁判官】

私からは是非4番の方に忌憚なき御意見を伺いたいと思っております。今、私は裁判所の方で、どういうふうに評議をすれば裁判員の方がお考えになっていることをしっかりと受け取れて、考えを深めることができるのかというのを検討しているところなのですけれども、先ほどのお話で、少し私の中で気になったのが、裁判官の方でシナリオができてるように感じられたと。これはまことに考えなければいけない問題だと思っております。具体的にはどういう裁判官の発言であるとか評議の進め方を見て、そういうふうにシナリオが組まれているように感じたというのは何か御印象に残られているのでしょうか。

【4番】

あなたの意見を聞くけれども、こういうシナリオはできているのだよ、という言い方は一切なかったです。私の言い方が悪かったのかもしれないのですけれども、私はこう考えていますよ、皆さん、こうですよ、ということを確認しながら進められているというのが正しい言い方かもしれないです。

ただ、私は少し反論を持っていましたので、つっけんどんな言い方になったかもしれません。

【園裁判官】

それで、先ほど、未必の故意が争点になって個人的には子供を持つ親の身として考えさせられるところがあったという御趣旨の発言をされたと思うのですが、その点については議論のそじょうには乗って皆さんで議論されたのですか。

【4番】

もちろんです。もみ消されるということではなくて、多数決というか民主主義にのっとして話を進めました。

【園裁判官】

最後に1点伺いたいのですけれども、少し話が戻りもするのですが、検察官と弁護人からそれぞれ出された論告、弁論というものについて評議の上でどれぐらいベースになったか、役に立ったかという御印象は何かございますでしょうか。

【4番】

それはありきでというか、それを信じ切って最初から臨んでいましたので、それはおかしいとか、それが分かりづらいとかということはありません。

【園裁判官】

いろいろな評議のやり方があると思うのですけれども、まさしく論告と弁論のどちらが正しいかというのをベースにする判断の仕方もあれば、それとは少し距離を置いてみんなで考えようということもあると思うのですけれども、どういう印象を持たれたかというところなのですが。

【4番】

少なくとも検察官の書いたシナリオに対して、そこが違うよというのが弁護人の役割ですと。裁判員、裁判官というのは検察官の言っていることが正しいかどうかというのを弁護人の意見を参考にして一緒に判断していきましょうというふうに話が進んでいくのですよと御説明いただきましたので、それに従ってやりました。

【園裁判官】

ありがとうございます。

【司会者】

伊藤裁判官はよろしいですか。

【伊藤裁判官】

今までの意見交換の中にも出てきているところではあるのですが、今回の皆さんはなかなか難しい概念が問題となっている事案なのかなという印象を受けております。例えば、未必の故意、業として覚せい剤を含む薬物であることの認識、正当防衛、責任能力と、なかなか難しい法的概念でして、これについて裁判官が十分な説明をさせていただくことは必要だとは思いますが、今までの裁判員の皆様の印象ですと、これが足りなかったと思われる方はどうもいなさそうだなという印象を受けました。

少し今までの話には出てきているのですけれども、その説明が多過ぎて、そこまで説明されたら私たちの意見を聞くまでもなく結論は出ているのではないですかと、そのような印象をもしお持ちの方がいらっしゃったら是非御感想をお伺いしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【2番】

多過ぎたというわけではなくて、逆になるのですけれども、責任能力があったかという争点で評議に入ったのですけれども、私とその責任能力の理解ってどんなのかというのが決定的に理解するのが遅かったのです。みんなで評議する時点で分かったので、公判を聞くまで全く理解していない状態で終わってしまったという反省

が少しあるのです。

精神疾患の度合いについて責任能力があったかどうかというのは、後々聞くと犯行当時に病状の度合いがどうだったかが争点であって、公判中に被告人がここにいて質問の受け答えしている、その受け答えの態度は全く争点にならないということによろしいのですよね。

【伊藤裁判官】

直接問題になるのは、犯行当時の精神状態が問題になりますね。

【2番】

その理解が全くできなかつたので、私は公判中に、被告人の受け答えの仕草ばかり見ていたのです。所詮素人なので、よくテレビで聞くところによると、反省の色があるかないかで判決に影響するということを聞いていたので、この人は何かうそを言っているのではないかというような見方をしていたのです。

評議に入ってそういう会話をしていたら、公判中の態度で病気どうのこうのは全く争点にならないということが後々分かったので、その理解を早くしておけば、もっと公判中もそういうアプローチで話を聞けたかなと非常に反省があります。そこが少し難しかったところかなと思っております。

【伊藤裁判官】

非常に参考になります。ありがとうございます。

【6番】

議論の幅が狭くなったということは全くないです。逆に、評決を決めるときに裁判官の票が3票で、裁判員が6人いて9票で、懲役何年にするかというときに、これは一応裁判長とか裁判官がこの辺だろうと持ってきてくれるのかなと思ったら、全くそうではありませんでした。自分で何年と決めてくれと、ここまでやるのは対等だなと思って、逆にそれで考える時間が長くなってしまいうぐらいで、裁判官の1票と私たちの1票と同じだという形でイメージを持ちました。

【伊藤裁判官】

ありがとうございます。

【司会者】

さて、一通りいろいろな非常に貴重な御意見をいただけたところなのですが、最後に、これから皆さんの後進の方がどんどん裁判員として裁判に参加していただくことになるわけですが、そういった方に対して何かメッセージを一言ずつでもいただければ励みになるのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

【1番】

私は若い方に会うたびに、裁判員候補者名簿に載っていて、その後裁判所から出頭してくださいと手紙が来たら絶対に行くべきだ、こんなに面白いものはないよ、全然違う世界がある、私自身が経験しているのでは是非行ってくれと、これは本当に心底から言っております。自分の人生観が広がるし、全然違う風景が、フィールドが見えてきますということを言っております。

だから、それは法律で決められているのだから、堂々と休みをとって行けばいいのですと、私は本当に心の底から思いますね。私自身は退職してしまった後にこういうのが来ましたが、現役のときにこういうこともありますからね。

それから、裁判所は裁判員のプライバシーを本当に身をもって守ってくれますよと。私は現場では番号でしか呼ばれませんでしたし、同じ仲間が9人か10人ぐらいいましたけれども、何という名前かどんなお仕事をやっているのか全然分かりませんでした。それでも自由自在に評議の場で話ができました。

年寄りも頑張らなければいけないのですけれども、若い人たちにどんどん参加していただきたいと、本当に思っています。

【2番】

非常に貴重な経験をさせていただいたと思っておりますので、会社に戻っても中身は説明しないですけれども、この裁判員制度でこんな日常でしたよという話はさせていただいております。

私の近辺、周りの裁判員に対するイメージなのですからけれども、裁判員をやったこ

と、封書が来たことも家族にも誰にも、何人たりとも言ってはいけないぐらいの印象を持っている人がまだまだいまして、私が裁判員をやるときに会社にこういう理由でと言ったら、おまえ、それはプライベートだから言うものではないよとたしなめられたので、違いますよということを説明しました。まだまだ会社の中でも、やっていたことすら公表してはいけないというような負のイメージがあるなということを感じましたので、微力ではあるのですが、草の根活動的な感じで、裁判員というのはこういう充実した別世界の経験ができますよということで広めさせていただいております。

私はこれからもいろいろな人に対しても、是非やってほしいという話と、企業側の方には、この制度に対する理解を得てもらい、もっと仕事にも配慮していただきたいなと思っております。

【3番】

私たちの裁判員は長かったものですから、番号ではなくて名前までしました。それぞれ、例えば藤井裁判長の場合は藤井グループみたいな形で、裁判官や裁判長の名前もちゃんと聞いていて、何となく1番とか2番とか3番で10日間後とか2週間後とかになってしまうと、何か人として寂しいものがあるなと思いながらいました。先ほどの1番の方の話を聞くと、えっ、と少し戸惑ってしまったのですが、そういうことはあの部屋の中では心得てやっているものだから、それは無いと思うのですが、そんな印象を持ちました。

それと、裁判官にメモのとり方や色を変えた方が見やすいとか、いろいろ教えていただいたのですが、あの辺の配慮はすごくよかったなと思っております。

裁判員っていいなと思いましたが、自分自身もここで少し成長できたかなと思ひまして、これは1回ではなくて2回でもいいのかなとか、そのぐらいに思うほど勉強になりました。もちろん身近な人、職場の人にもお話ししています。

【4番】

冒頭に申し上げましたとおり、意外と負担にならない、むしろよい人生経験にな

るといふことと、私も半月会社を留守にしまして、一応管理職でございますのであれやこれややらないといけない年ごろではあるのですが、鬼のいぬ間にといふことで、それはなくなればなくなったで、人間の体みたいなもので、何かなくなればそれに代わるものが出てきたり、もしくはそれがなくてもいいような組織体制になったりといふところも垣間見えて非常に楽しかったです。

会社側もこの辺をちゃんと理解してまして、こういうことであれば1年でも2年でも行ってこいというスタンスで言うてくれましたので、私は早く帰ってきたなという気分でございます。

内容につきましても、皆さんも是非広めていきたいと思いますという御心境があるのでこちらにお見えになっているのではないのかなと思います。私も同感でございますので、より一層、後世の裁判員の方が出やすいように自然となっていくのではないのかなとは思っている次第です。

【5番】

皆さんから意見が出ていとおおり、一人でも多くの方にこの裁判員というものを経験していただきたいなと私自身も思っております。

ただ、私の場合は、2番の方が先ほどおっしゃっていたように、会社側の理解というのが非常に乏しくて、例えば自分の所属の上長と総務にしか明かしてはいけなと就業規則に書いてあるような非常にとんでもない状況でして、今回、私が裁判員をやったことで会社の総務たちから呼ばれて、どういったものだったかといふところを是非教えてほしいと言われ、1時間ぐらい時間をとってもらって、就業規則を変えてくださいと言いました。

本当に誰にもしゃべってはいけなかった。私は職業上、上長とは別に業務遂行する上での責任者がまた別にいる者なのですけれども、そういったところに直接言うことができないような会社のルールになっていましたので、いなくなりますとも直接言えず、上長の方から濁して説明をしてもらったという形で、非常に微妙な位置づけで社外業務という言い方で私は出てきたのです。

ですので、やはり会社自体がこういう制度に対するちゃんとした理解がないと、躊躇してしまうということが多いのではないかと思います。

そういった意味で、会社のせいなので裁判所がどうのということは全くないのですが、私には非常に大きな負担がそのときはありました。

しかも評議があつという間に終わってしまつて、予定されていた日も出なくてよくなってしまつて、普通に出社したのですけれども、一応そう決まっているから今は言わないほうがいいなということで、終わるまで私は秘密にしていたので、少しそこが過ぎしにくかつたというところがございます。

あと、今後、裁判員になられる方に対してなのですけれども、たしか特別送達で来た出頭要請の書類の方に裁判員というのはどういうものかという冊子が入っていたと思いますし、最高裁の名簿記載の方に入っていたような気がするのですが、まず決まってしまうたら、それがどういうものか、例えば証拠調べといつても、私の場合、最初に聞くとどういうことだろうというところから始まり、冒頭陳述から形ができ上がっていて淡々と進んでいってしまうというのが実際の裁判の現場だったと思いますので、まずそういった最低限の知識だけでもいいから時間をとつてそういった冊子をちゃんと読んだ上で臨んでいただいて、細かいことはどんな細かいことでもメモをとつて、分からないことは質問をしてということをやつていただければ、よりよい経験になるのではないかなと考えております。

【6番】

自分もみんなと同じで、例えば海外旅行に行ったことがない人に海外旅行へ行つてどうだったと言うと、ためになった、人生経験になった、価値が深まったというのと同様に、裁判員になっていろいろな経験ができたということが多分自分にとってプラスになると思うので行ったほうがいいよという形で勧めたいなと思つています。

あとは、自分の場合の案件というのが暴力団絡みで傍聴席に暴力団関係者とかが来ていて、うわつと思つて少し怖かつたのですけれども、そちらの方はちゃんと裁

判所の方が配慮してくれて、帰りは送ってくれるといったこともしてくれるので、そういったものも何も心配しなくてもいいよということを伝えたいなと思っています。

【7番】

小さなお子様をお持ちの御家庭には、裁判員に参加することは少し難しいのかなとは思いますが、家庭の協力を得たり、うまく施設を利用することができるのであれば、是非私は参加をお勧めしたいと思います。

今回、参加することによって裁判に対する興味も自分自身に湧いてきたので、どんどんお勧めしていきます。

【8番】

私も今まで、裁判というのはよっぽど大きな裁判でないと新聞とかを読まなかったのですけれども、これからは新聞を見て、自分が遭遇した裁判とかをいろいろ比較して、また勉強していきたいなと思います。

70歳という年齢というのが一つのキーポイントになっていまして、辞退できますよと小冊子がありましたけれども、病気ではしようがありませんけれども、元気なシニアでしたら是非参加して、いろいろ若い人の意見も聞いて、どんどん自分をまだまだ元気だということを見せて広めていきたいなと思います。

私も現にいろいろクラブとか習い事をやっております、実は私、裁判員をやったのよと言ったら、皆さんはすごいねとびっくりしています。

ですから、これを契機に、決して裁判所は敷居が高いところではない、我々と同じ人間がやっていることだから、そういう機会があったら是非参加してくださいということを一人一人に言っていきたいと思います。

本当に貴重な経験をさせていただきました。ありがとうございました。

【司会者】

それでは、これでちょうど時間になりました。

今日は本当に貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

今回の皆さんが御担当になった事件は否認事件ばかりで、しかもかなり重い事件、非常に負担に感じられるような事件が多かったと思うのですが、その上で今日、皆さんがまた、是非次の人に参加してほしいと思いますという御意見をいただいたのは、すごく心強く思いました。本当にありがとうございました。

また、今日の皆さんの活発な御意見を伺って、皆さんが参加された裁判員事件の評議の様子が目に浮かぶようで非常にうれしく思いました。どうもありがとうございました。